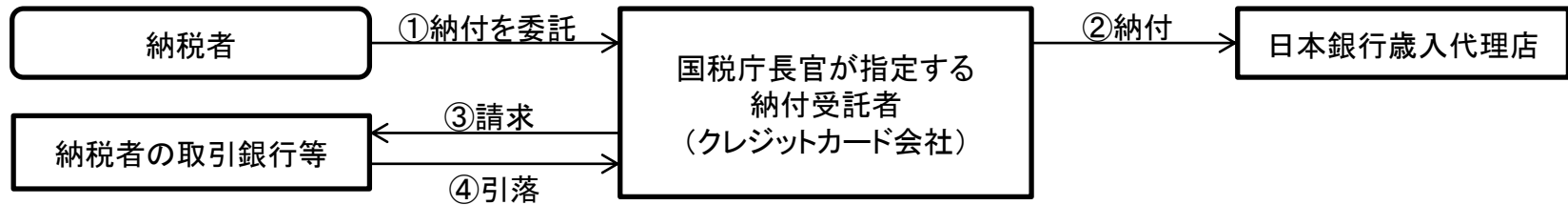


### 1. 改正の概要

- ・国税について、インターネット上でのクレジットカードによる納付を可能とする制度が創設されます。
- ・国税庁長官が指定する納付受託者(クレジットカード会社)が納税者から委託を受けた日に、国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定が適用されます。

#### 【手続きのイメージ図】



○平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合について適用されます。

### 2. 実務上の留意点

- ・納税者にクレジットカードの決済手数料が生じると想定される(現行の都税における決済手数料は税額1万円につき73円(消費税別))。
- ・納税証明書の発行は、現行の地方税と同様に、クレジットカード会社による国税への納付が完了してからでなければできないと想定される。

### 3. 今後の注目点

- ・納付できる税目、納税額の上限
- ・今後、適正なクレジットカード納付を実現するため、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取り消し等について所要の措置が講じられる。

### 1. 改正の概要

- ・「事前通知」から「更正予知」までにされた修正申告について過少申告加算税が新たに課されます。
- ・「事前通知」から「更正予知」までにされた期限後申告又は修正申告について課せられる無申告加算税の割合が増えます。

内容	改正前	改正案
過少申告加算税	不適用	5%
		(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分) 10%
無申告加算税	5%	10%
		(50万円超の部分) 15%

○平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

### 2. 実務上の留意点

- ・次の修正申告等については、上記加算税の対象とされない。
  - ①調査対象を区分する場合における、その調査対象とならない部分に係る修正申告
  - ②他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告等
  - ③相続税又は贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等
- ・源泉所得税の不納付加算税については、上記改正の対象とされていない。

### 3. 今後の注目点

- ・「事前通知」から「更正予知」までにされた修正申告について重加算税が課されるかどうか。
- ・国外財産調書、財産債務調書の提出があった場合の軽減措置又は提出がなかった場合の加重措置との併用。

### 1. 改正の概要

・意図的に無申告又は仮装・隠ぺいを繰り返す行為を防止するために、5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者が、再度、無申告加算税又は重加算税を賦課された場合におけるその加算税について加重措置が講じられます。

内容	改正前	改正案
無申告加算税	15%	25%
	(50万円超の部分) 20%	(50万円超の部分) 30%
重加算税	(過少申告加算税・不納付加算税に代えて) 35%	(過少申告加算税・不納付加算税に代えて) 45%
	(無申告加算税に代えて) 40%	(無申告加算税に代えて) 50%

○平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

### 2. 実務上の留意点

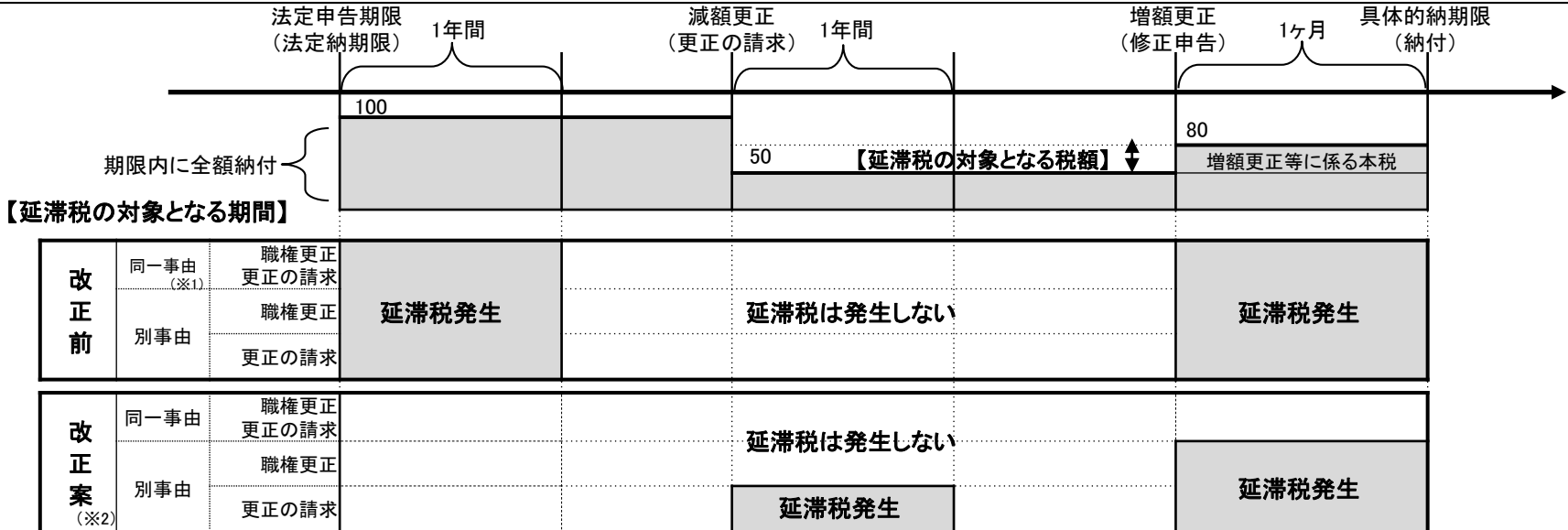
・過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については上記改正の対象とされていない。

### 3. 今後の注目点

・国外財産調書、財産債務調書の提出があった場合の軽減措置又は提出がなかった場合の加重措置との併用。

### 1. 改正の概要

・最高裁判決(平成26年12月12日)を踏まえ、延滞税の計算期間の見直しが行われます。  
 例えば、①納税者が申告及び納付(例:100)、②その後、申告税額が過大であるとして税務署長が減額更正(例:100⇒50)、③さらにその後、税務署長が増額更正(例:50⇒80)をした場合等については、延滞税の計算期間は、下図のとおり見直されます。



(※1) 同一事由とは、財産の評価誤り等を理由に減額の更正処分をした後、同様の事由について課税庁の判断を変更し、当初の申告額に満たない増額の再更正処分等をした事由をいいます。

(※2) 増額更正までの期間については延滞税は課されません。ただし、更正の請求に基づく場合に限り、減額更正時から最大1年間の延滞税が課されます。

(注1) 延滞税(延滞金)の計算期間の見直しは、国税だけでなく、個人住民税、法人住民税及び事業税についても適用されます。

(注2) 当初申告税額(例:100)のうち、未納税額については、減額更正(別論点による更正の請求の場合には、その減額更正がされた日から1年を経過する日)までの期間、延滞税の対象になります。

#### ○平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞税について適用する。

(注3) 延滞税の計算期間の見直しとあわせて、上図と同様の場合(当初申告⇒減額更正⇒増額更正等)における加算税の取扱いは、当初申告税額(例:100)までは課されないことが法令上明確化されます。

#### ○平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に係る加算税について適用する。

### 2. 実務上の留意点

・上図の同一事由のケースにおいて、過去に納付した延滞税のうち、還付請求権の消滅時効が完成する前の過去5年間(平成21年12月12日以後)に納付された延滞税にも遡及適用があり、還付対象となる納税者には、税務署から還付通知書が送付される。